

補足

『平成21年度版 不動産従業者のための改正不動産税制 [ 要綱版 ]』の記述の一部について、下記のように補足させていただきます。よろしくお願いたします。

記

・該当箇所

10ページの下から13行目～11行目

現状の記述	補足した記述
平成21年度改正により、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され20%本則税率が実現する際に、以下を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置が創設されました。	平成21年度税制改正の要綱等において、上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され20%本則税率が実現する際に、以下を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設することとされ、平成22年度改正において法制上の措置を講ずることとされました。